

議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況（IASB に対するコメント対応）について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び中根研究員より、IASB ディスカッション・ペーパー（DP）「IAS 第 19 号（従業員給付）の改訂に係る予備的見解」のコメント案について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（他のプロジェクトとの関係について）

現在検討中の財務諸表の表示プロジェクトでは、リサイクル付きの純利益を残すとされたにも関わらず、この退職後給付会計ではこれと実質的に異なる処理を求めることや、現在検討中の金融商品プロジェクトよりも先に、退職給付債務の測定に信用リスクを織り込むなど、プロジェクトの進め方に問題があるのではないかとする意見があった。

（信用リスクの反映について）

我が国の制度を前提とする場合、企業の信用リスクが増加しても、従業員に対する退職給付債務の支払いを行う必要があるため、信用リスクを測定や純利益に反映させるべきではない。こうした点を、金融商品の負債の論点と関係付けながら、コメントに明記してはどうかという意見があった。

（退職後給付債務の見積りの変更について）

退職後給付債務の見積りの変更から生じる一定の保険数理差損益については、遅延認識の処理が IAS 第 8 号（「会計の方針、会計上の見積りの変更および誤謬」）の処理に整合するとする事務局のコメント（案）について、そのような解釈は適当ではなく、IAS 第 8 号のプロスペクティブという考え方と遅延認識は関連しないのではないかとする意見が出された。また、このようなコメント（案）は、現状で選択肢として認められている即時認識を否定することにもつながるため、P/L 処理については現行基準から変更すべきではないとするコメント全体の主張と一貫していないとする意見もあった。事務局より、こうした意見を踏まえて、文案の検討を行うと回答がなされた。

（遅延認識を暫定的に認めるべきとするコメントの方向性について）

遅延認識すべきとするコメントではなく、遅延認識を暫定的に認めるべきとする方向性を出しているのはなぜかという質問があった。これに対して事務局より、IASB では現行の退職後給付会計そのものの見直しの必要性を認識しているものの、この検討を先送りするというプロジェクトの進め方をしており、これを前提とすると、将来的に遅延認識がどう扱われるのか、現時点では不透明であるため、コメントの文案では、こうした方向性になっているとする回答がなされた。

なお、山田 IASB 理事から、今年 4 月の IASB と FASB の共同会議における MOU の見直し

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

で、退職後給付のフェーズ 2（退職後給付会計全体の見直し）については、当面取りやめること、また、拠出ベース約定に関する提案に反対が多ければ、現在の取扱い（給付建と拠出建の分類）を継続することが暫定的に決定されたとする補足説明があった。

以 上